

税務相談コース

所得税 I ● 総合課税される所得税

Contents

TEXT

1

I 所得税の基礎知識

Section 1	所得税の納税義務者と課税方法	2
Section 2	総合課税される所得の課税のしくみ	7
Section 3	非課税所得	12
Section 4	青色申告	14

II 各種所得の金額

Section 1	配当所得	20
Section 2	不動産所得	25
Section 3	事業所得	30
Section 4	給与所得	33
Section 5	譲渡所得(総合課税されるもの)	37
Section 6	一時所得	42
Section 7	雑所得	45

III 所得の総合と損益通算等

Section 1	所得の総合	50
Section 2	損益通算	53
Section 3	純損失の取扱い	58

IV

所得控除

Section 1	雑損控除、医療費控除	60
Section 2	生命保険料控除、地震保険料控除等	65
Section 3	寄附金控除、障害者控除等	70
Section 4	配偶者(特別)控除、扶養控除等	75

V

税額の計算と税額控除

Section 1	所得税額等の計算	82
Section 2	配当控除	86
Section 3	住宅借入金等特別控除	90

VI

確定申告と納付等

Section 1	予定納税と確定申告	102
Section 2	納付期限と延納等	107
Section 3	源泉徴収制度	111



受講にあたって

(1) 金融業務と税務相談

年々複雑化する税制を背景に、お客さまから寄せられる税務相談の内容は、より広範になり、その需要も一層高まりを見せています。

一般に、実際の税務相談においては、所得税法・相続税法・法人税法といった税法に関する質問よりも、民法・会社法・不動産登記法など、他の法令の知識を前提とした「税」に関する複合的な相談が多いようです。そのため、金融機関の行職員として、お客さまからの税務相談に的確に回答するためには、本コースで学習する知識だけではなくさまざまな分野の知識が必要となります。

たとえば、相続や贈与に関する相談では相続税法だけでなく民法の知識が、会社に関する相談では法人税法だけでなく会社法の知識もあるとよいでしょう。また、損益計算に関する相談では企業会計に関する知識が、不動産に関する相談では登録免許税法・印紙税法・地方税法のみならず、不動産登記法・区分所有法・建築基準法や売買契約・請負契約・賃貸借契約などの民法の知識も重要となります。

そこで、本コースのテキストを精読して税金の知識を深めるとともに、上記知識についても併せて勉強されることおすすめいたします。

(2) 本コースの構成と学習の流れ

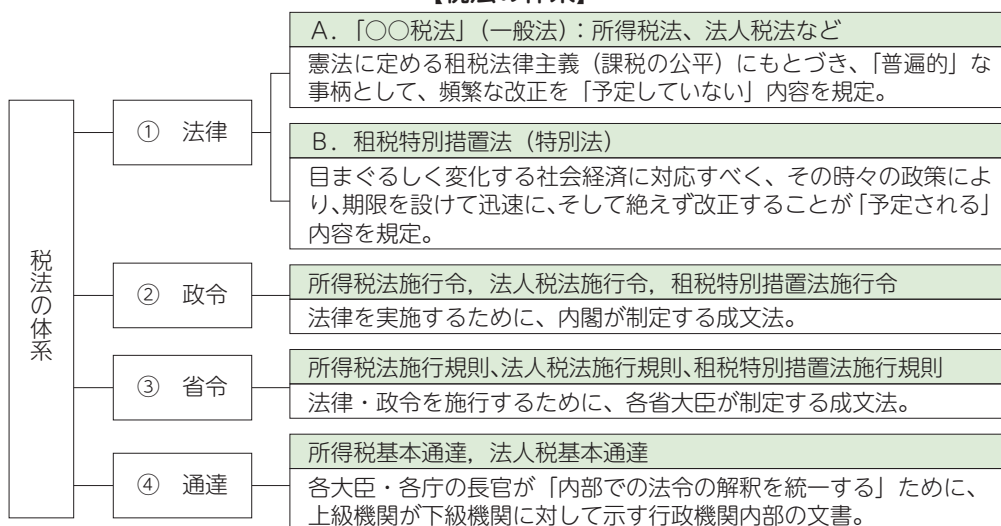
本コースは、『税務入門コース』の上級編として、基本的な税金の知識はもちろん、その知識をより実践的に活用できる応用力を身に付けるスタンダードコースとして、次のような流れで学習していきます。

TEXT 1：所得税Ⅰ 総合課税される所得税
TEXT 2：所得税Ⅱ 分離課税される所得税・不動産の税務・個人の地方税
TEXT 3：相続税・贈与税・財産評価
TEXT 4：法人税・法人の地方税・消費税

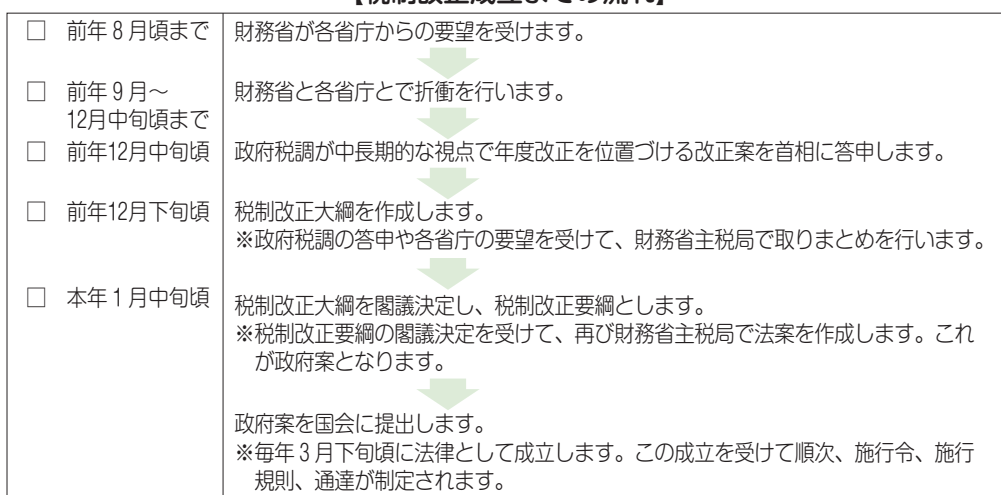
また、日常業務で役立つ知識を得るためには、わが国の税法の体系を把握し、毎年行われる税制改正にも目を向ける必要があります。それは、税制改正の動向が私たちの暮らしにさまざまな影響を与えるものだからです。

以下は、わが国の税法の体系と税制改正の成立過程を図式化したものです。税制改正の内容については、財務省のホームページの「各年度別の税制改正の内容の概要」に簡易的にまとめられていますので、参考にしてください。

【税法の体系】



【税制改正成立までの流れ】



(3) 本コースを学習した先にあるもの

本コースは、わが国の主要税法に関する基本知識を習得することを主たる目的として制作しております。税金の知識は、日々の相談業務だけでなく、普段の何気ない会話の中においても、お客さまからの信用を獲得する武器となります。ぜひスキルアップのためのツールとしてお役立てください。

また、銀行業務検定試験「税務 3 級」にも対応した内容となっておりますので、本コース修了後にはぜひチャレンジし、合格されますことを期待しております。

それでは、これから 4 か月にわたる学習を通じて得た知識と考え方を活かし、ご活躍されますことを心より祈念しております。

所得税の納税義務者と課税方法

1 所得税とは

所得税は、私たち個人の所得に課される税金（国税）です。課税の対象額である課税標準は、原則として、毎年1月1日から12月31日までの1年間（暦年）の所得を合計したものとなります。この場合の「個人」とは、会社などの法人に相對する用語であり、民法上の自然人（権利能力が認められる社会的実在としての人間）を指します。

2 納税義務者の分類と課税される所得の範囲

所得税法では、日本国籍の有無および、日本での居住形態に応じて、納税義務者である個人を居住者と非居住者の区分に分類し、それぞれ課税される所得の範囲を次のように定めています。

【納税義務者の分類と課税される所得の範囲】

納税義務者の分類			課税される所得の範囲
居住者 (注1)	非永住者以外の居住者	国内に住所 ^(注2) を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所 ^(注3) を有する非永住者以外の個人	すべての所得 (所7①一)
	非永住者	居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内の間に国内に住所または居所を有する期間の合計が5年以下である個人	国内源泉所得 ^(注4) およびこれ以外の所得のうち、国内において支払われ、または国内に送金されたもの (所7①二)
非居住者		居住者以外の個人 ^(注5)	国内源泉所得 ^(注4) のみ (所7①三)

(注1) 国内に住所があるか、または現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいう（所2①三）。なお、居住者は「非永住者以外の居住者」と「非永住者」に分かれる。

(注2) 生活の本拠である場所。

(注3) 生活の本拠ではないものの、ある程度継続して滞在している場所。

(注4) 発生原因が日本国内にある各種の所得。

(注5) 具体的には、国内に住所を有しない者で、かつ、引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいう。

たとえば上表から日本に住んでいるが日本国籍を有しない外国人は、その居住形態に応じて、少なくとも国内で行う事業・国内での勤務に基因する給料など、日本国内に源泉のある所得（国内源泉所得）について、所得税を納める義務を負っていることが分かります（所5②）。

なお、日本に国籍・住所がある者は、非課税所得を除くすべての所得について、所得税を納める義務を負うこととなっています。

3 所得の分類

所得税では、個人の1暦年の所得から、非課税所得や源泉分離課税扱いの所得を除き、各所得をその発生態様（原因）に応じて10種類に分類したうえで、それぞれの所得ごとに金額を計算します。これは、各種所得の多様な発生態様に適合させたうえで、必要経費等の範囲、所得の計算方法や課税方法を決める必要があるからです。

この10種類の各種所得のうち、山林所得と退職所得は所得税法においてもともと分離課税扱いの所得とされていますが、それ以外の所得は、原則として総合課税扱いの所得となっています。総合課税とは、対象となる各所得を合計し、その合計額に対して所得税の基本である超過累進税率（所得が多いほど高い税率を乗ずる方式）を乗じて税額を計算する方式をいいます。ただし、後述のとおり、土地・建物、株式に係る譲渡所得等などは、租税特別措置法において政策的に分離課税扱いを受けることになっていますので、留意が必要です。

4 所得の金額の計算方法

10種類の所得の金額の計算方法は、次のとおりです。

【各種所得の種類と所得の金額の計算方法】

所得の種類	所得の金額の計算方法
利子所得（所23）	収入金額
配当所得（所24）	収入金額－元本取得に要した負債の利子
不動産所得（所26）	総収入金額－必要経費
事業所得（所27）	総収入金額－必要経費
給与所得（所28）	収入金額－給与所得控除額
譲渡所得（所33）	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（50万円）
一時所得（所34）	総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額（50万円）
雑所得（所35）	（公的年金等の収入金額－公的年金等控除額）＋（総収入金額－必要経費）
退職所得（所30）	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
山林所得（所32）	総収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）

5 所得税の課税方法

前述のとおり所得税は、原則として、非課税所得以外の10種類の所得をすべて総合（合算）して課税されます。ただし、一部の所得については、発生態様・政策目的により他の所得から分離して課税されます。

他の所得から分離して（単独で）課税される所得には、次のように「分離課税扱いの所得」と「源泉分離課税扱いの所得」の2つの所得があります。

(1) 分離課税扱いの所得

分離課税とは、11頁の図表【所得税の課税のしくみ】内の「A.〔総合課税される所得〕」から分離して「B.〔分離課税される所得〕」として、その所得単独で所得税額を計算する課税方法をいいます。

ただし、分離課税扱いの所得であっても、損益通算や損失の繰越控除、所得控除、さらには税額控除、源泉徴収税額や予定納税額の控除（還付）などの各計算段階では、総合課税される所得と同じ基準で取り扱います。したがって、確定申告も1枚の申告用紙を用いて同時に行うことができます。

現行では、次のような所得が、分離課税扱いの所得とされています。

① 所得税法でもともと分離課税扱いの所得とされているもの

- 山林所得
- 退職所得

② 租税特別措置法で政策的に分離課税扱いの所得とされているもの

本来は総合課税扱いの所得に区分されるものの、その中に土地・建物、株式、先物取引などの取引に関するものがあるときには、「租税特別措置法」において分離課税の対象とされています。

- 土地・建物等にかかる譲渡所得
- 株式等にかかる譲渡所得等
- 先物取引にかかる雑所得等

(2) 源泉分離課税扱いの所得

源泉分離課税とは、その支払を受ける際に所定の税額が源泉徴収され、それによってすべての課税関係を完結させる課税方法をいいます。

つまり、源泉分離課税扱いの所得（次頁①の所得と結果的に②の所得）は、非課税

所得と同様に、最初からなかったものとみなされ、11頁の図表【所得税の課税のしくみ】の計算から除外されます。

① 租税特別措置法の規定により「一律の税率で源泉分離課税」扱いを受けるもの

本来であれば、総合課税される所得に区分されるものの、源泉徴収により分離課税を行うことで課税関係を完結させることを「租税特別措置法」が強制する次のような所得をいいます。

- 利子所得（国内において支払を受けるべき、特定公社債以外の公社債の利子等）
- 定期積金の給付補てん金
- 抵当証券の利息
- 金貯蓄口座・金投資口座による利益
- 外貨建預貯金の為替差益（約定した率により円換算して支払われるもの＝為替予約を付したもの）
- 保険期間等が5年以下または5年以内に解約した一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
- 懸賞金付預貯金等の懸賞金等

上記のものは、その支払を受ける際に収益等に対する所得税および復興特別所得税15.315%・住民税5%が源泉徴収されることで課税関係が完結します。

② 租税特別措置法の規定により「結果的に源泉分離課税」扱いとなるもの

本来は源泉分離課税扱いの所得ではないものの、租税特別措置法において「申告不要」が規定されているため、これを選択すると結果的に「源泉徴収が行われるだけですべての課税関係が完結する」次のような所得をいいます。

- 特定口座内保管上場株式等（源泉徴収あり）を売却した場合の譲渡所得
譲渡益につき所得税および復興特別所得税15.315%・住民税5%による源泉徴収を受けます。この際に申告不要を選択すると、課税関係を完結させることができます。
- 上場株式の配当金や公募株式投資信託の収益分配金にかかる配当所得
配当金等の金額の多寡にかかわらず、所得税および復興特別所得税15.315%・住民税5%による源泉徴収を受けます。この際に申告不要を選択すると、課税関係を完結させることができます。

【参 考】非課税所得

本来は課税対象である所得であるものの政策上または課税技術上の見地から所得税を課さないこととしているものをいいます。10種類に分類された所得の中に非課税とされるものがあり、その所得を非課税所得といいます。たとえば給与所得であれば「通勤手当」などが非課税所得となります（詳細は I Section 4 を参照のこと）。

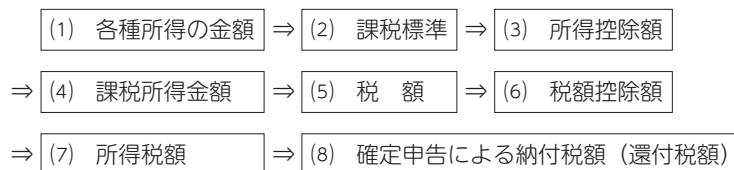


総合課税される所得の課税のしくみ

1 総合課税される所得

総合課税される所得については、11頁の図表【所得税の課税のしくみ】の「A. [総合課税される所得]」を中心に、計算の流れを(1)～(8)の順番に沿って解説していきますので、総合課税の概略（全体像）をイメージしながら読み進めてください。

【総合課税の概略】



(1) 各種所得の金額の計算

まず、最初に各種所得の金額の計算を行います。なお、所得の分類は10種類に分かれますが、実際の所得計算にあたっては、総合課税される所得と分離課税される所得に分けて計算を進めます（次頁の算式中の〔注意事項〕を参照）。

(2) 課税標準の計算

次に、総合課税扱いになる各種所得を合計して「総所得金額」を算出します。これが総合課税扱いをする所得の課税標準になります。

この際に、長期（資産の保有期間が5年超のもの）の譲渡所得と一時所得については、その所得金額の2分の1を課税対象とします。

① 損益通算

次頁の算式において、各種所得の金額がすべて黒字であれば、これらを合計すると総所得金額（総合課税の対象となる所得の合計額）が求められます。ただし、各種所得の金額に損失（赤字）がある場合には、一定のルールに従って他の黒字の所得金額と損益通算（相殺）して総所得金額を算出します。この損益通算においては、一時所得と長期譲渡所得の金額は、それぞれ2分の1をする前の所得間で行います。

② 合計所得金額・課税標準

このように計算した「総所得金額」は、山林所得・株式等にかかる譲渡所得等など分離課税扱いを受ける他の所得の金額と合算することで、課税標準の計算上、「合計

総所得金額

＝ 配当所得＋不動産所得＋事業所得＋給与所得＋短期譲渡所得＋長期譲渡所得
× $\frac{1}{2}$ ＋ 一時所得 × $\frac{1}{2}$ ＋ 雑所得

〔注意事項〕

1. 利子所得は、租税特別措置法により源泉分離課税や申告分離課税（特定公社債の利子など）扱いとされている。
2. 利子所得に類似する金融商品等の収益は、租税特別措置法により源泉分離課税扱いとされている。
3. 山林所得・退職所得は、所得税法によりもともと分離課税扱いとされている。
4. 譲渡所得・事業所得・雑所得のうち土地建物等・株式等に係るものは、租税特別措置法により分離課税扱いとされている。
5. 事業所得・雑所得のうち先物取引にかかるもの〔商品先物取引（金・大豆・ガソリンなど）・有価証券先物取引・市場デリバティブ取引など〕は、租税特別措置法により分離課税扱いとされている。
6. 上場株式等の配当所得は、総合課税と分離課税のいずれかを選択することができる。

所得金額」（損益通算後の所得の合計額）と呼ばれます。

この合計所得金額（総所得金額およびその他の分離課税される各所得の総称）から、純損失・雑損失の繰越控除を行うと、課税標準（総所得金額等ともいう）となります。

(3) 所得控除額の計算

所得税では、所得控除といって、個々の家計の負担などを考慮して税負担の調整を図るために、総所得金額等から控除することができる金額を設けています。所得控除は、現在、次の14種類が設けられています。

- | | |
|----------------|------------|
| ● 雑損控除 | ● 障害者控除 |
| ● 医療費控除 | ● 寡婦（寡夫）控除 |
| ● 社会保険料控除 | ● 勤労学生控除 |
| ● 小規模企業共済等掛金控除 | ● 配偶者控除 |
| ● 生命保険料控除 | ● 配偶者特別控除 |
| ● 地震保険料控除 | ● 扶養控除 |
| ● 寄附金控除 | ● 基礎控除 |

(4) 課税所得金額の計算

所得控除は、総所得金額等（課税標準）のうち、まず総所得金額から控除します。そして、その控除後の金額を「課税総所得金額」といいます。なお、課税総所得金額

およびその他の分離課税される各課税所得の総称を課税所得金額といいます。課税総所得金額は総所得金額から所得控除額を控除して算出しますが、控除する順番は上記14種類のうち、雑損控除から控除します。雑損控除をしても課税総所得金額に残額があるときは、医療費控除などその他の所得控除の合計額を一括して控除します（課税所得金額が限度）。

なお、分離課税扱いの所得がないときは、結果として、「課税総所得金額＝課税所得金額」となります。そして、総合課税における税額は、この課税総所得金額をもとに計算することとなります。

$$\text{課税総所得金額} = \text{総所得金額} - \text{所得控除額}$$

(5) 税額（算出税額）の計算

税額は、算出した課税総所得金額に税率を乗じて計算します。

$$\text{税額} = \text{課税総所得金額} \times \text{総合課税の税率(超過累進税率)}$$

(6) 税額控除額の計算

上記(5)の税額から控除できるものがいくつか設けられています。これらは税額から控除することとなるため「税額控除」と呼ばれています。主な税額控除は、配当控除と住宅借入金等特別控除の2つです。

(7) 所得税額の計算

上記(5)で算出された税額から(6)の税額控除額を控除した金額をもって、その年分の納付すべき所得税額となります。

$$\text{所得税額} = \text{算出税額} - \text{税額控除額}$$

(8) 確定申告による納付税額（還付税額）の計算

前払してある源泉徴収税額や予定納税額がある人は、上記(7)により算出した所得税額からこれらの税額を差し引くことで、確定申告による納付税額を求めます。この際に、上記(7)の所得税額よりも前払した税額のほうが大きいときには、その差額分を還付してもらうことができます。

$$\text{納付税額（または還付税額）} = \text{所得税額} - \text{源泉徴収税額} - \text{予定納税額}$$

① 源泉徴収税額

配当・給与・年金などの支払者（会社など）に天引きされた税額を源泉徴収税額といいます。これは、源泉徴収された側（配当・給与などの受取人）からみると、ある意味で税金の前払になります。したがって、確定申告の際にはこれを精算することができます。ただし、源泉徴収により課税関係が完結する源泉分離課税扱いの所得や、申告不要を選択した所得は精算できません。

② 予定納税額

確定申告による申告納税額（所得税額－源泉徴収税額）が一定額（15万円）以上の人は、翌年の確定申告時期までの間に、その3分の2相当額をあらかじめ2回に分けて前納することになっています。これを予定納税といい、前納した税額が予定納税額です。これもある意味で税金の前払となるため、確定申告の際に精算します。

個人情報の取扱いと管理について

株式会社経済法令研究会（以下、弊社）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、通信教育事業における個人情報の厳格なる取扱いおよび管理に努めています。

1. 個人情報利用の範囲

弊社通信教育受講お申し込みにより知り得た個人情報については、通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証等の発送および成績管理、受講料の入金管理等）および通信教育情報の提供に限った利用としています。

2. 個人情報の管理

弊社が所有する個人情報については、適切・厳重に管理し、第三者の不正なアクセスによる漏洩、流用、改ざん等を防止するため、万全のセキュリティ対策を講じています。原則として、受講者ご本人または教育ご担当者の同意なしには第三者に開示することはありません。

なお、業務の運営上必要な範囲において第三者へ業務委託する場合には、業務委託会社と契約を締結し、個人情報についての法令等を遵守し、適切な管理を行うよう義務付けています。

株式会社 経済法令研究会

2018年度 ぜいむ そうだん 税務相談コース TEXT 1

発行人 金子 幸 司
発行所 (株) 経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
代表 03(3267)4811 企画・制作 03(3267)4814
受講手続・変更連絡等 03(3267)4813

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン・本文レイアウト／日本ハイコム(株) 制作／宇津木 千恵 印刷・製本／日本ハイコム(株)

経済法令研究会のホームページ
<https://www.khk.co.jp/>